

財務省告示第五百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十六年十二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年十二月十七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百六十五回）	平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第二十二号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行	額面金額で一兆九千億円のうち、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債に、十五億九千六百萬円、七百五十万円の特別会計法第十条の規定に基づき発行する利付国債の額面金額で千二百四

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
払込期日	募集期間	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の利子	第二期以	募集の価	発行日	振替単位	最低額面金	払込金額
平成十六年十二月二十日	平成十六年十二月四日まで	日本銀行	額面金額百円につき百円	日本銀行	平成二十六年十二月二十日	平成二十六年十二月二十日	平成二十六年十二月二十日及び十二月二十日	平成十七年六月二十日	平成十七年六月二十日	平成十七年六月二十日	平成十七年六月二十日	平成十七年六月二十日

十四億三百六十万円
一兆九千九十一億八百二十八万五千円
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
平成十六年十二月二十日
額面金額百円につき百円四十八銭
年一・五パーセント
平成十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。